

令和8～12年度三永いきいき子どもクラブほか機械警備業務仕様書

1 業務名

令和8～12年度三永いきいき子どもクラブほか機械警備業務

2 履行場所

三永いきいき子どもクラブほか4施設

3 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

4 警備対象施設の名称

No	施設名	延床面積	構造	施設の所在地	備考
1	三永いきいき子どもクラブ	123.19 m ²	軽量鉄骨造	東広島市西条町下三永 10930-2	1箇所1施設
2	板城第2いきいき子どもクラブ	44.75 m ²	軽量鉄骨造	東広島市西条町馬木 541-1	1箇所1施設
3	高屋西第1・第2いきいき子どもクラブ	252.68 m ²	木造	東広島市高屋町中島 582	1箇所1施設
4	黒瀬児童館	337.69 m ²	RC造	東広島市黒瀬町丸山 1450-1	1箇所1施設
5	安芸津児童館子どもの家	218.86 m ²	木造	東広島市安芸津町風早 3092-1	1箇所1施設
	合計				5箇所5施設

5 業務内容

警備対象施設において、警備業務用機械装置を使用して行う警備業務を実施する。

6 業務目的

警備対象施設において起こり得る火災・破壊・不正・不良行為等のあらゆるリスクを分析し、事故等の発生を警戒、予防するための適正な警備計画を立案し、それに基づき警備を行うことにより、身体、生命、財産を保護するとともに、施設業務の円滑な運営の維持に資することを目的とする。

7 業務仕様

- (1) 本仕様書に定めがない事項は、添付の東広島市機械警備業務共通標準事項（以下「標準事項」という。）による。
- (2) 本仕様書及び標準事項に定めがない事項は、施設管理担当者と協議するものとする。
受注者は業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について前任の受注者から十分引き継ぎを受けること。また、受注者の変更がある場合は、後任の受注者が業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について後任の受注者へ十分に引き継ぎをすること。

- (3) 著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者において行うものとする。

8 業務詳細

(1) 警備業務用機械装置

警備業務用機械装置の機能は、次による（○印のあるもの）。なお、機能適用及び警戒範囲等は機械装置特記による。また、業務期間終了後は、原則として警備業務用機械装置を撤去する。

装置概要	本業務該当	備考
①建物外周部のドア、ガラス等の開閉を感知する機能	○	
②施設内へ侵入者を感知し、表示する機能	○	
③火災発生を感知する機能	○	
④ガス漏れを感知する機能	—	
⑤金庫盗難を感知する機能	—	
⑥機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能	○	
⑦非常通報押しボタンにより非常信号を感知する機能	○	
⑧施設内各種設備警報盤と結線し異常を種類別に監視する機能	—	
⑨警備の開始、解除の操作を行う機能	○	
⑩基地局に異常等の信号を送信する機能	○	
⑪一般公衆回線の断線を監視する機能	○	
⑫一般公衆回線が使用中の場合、強制切断して警報信号を送信する機能	○	

(2) 警備員

本業務に従事する警備員は、警備業法（昭和47年法律第117号）第14条に定める警備員の制限に該当しないこと。

(3) 警備計画書等

警備業務の実施に当たり、警備計画書及び警備業務用機械装置の配置平面図を作成し、施設管理担当者へ提出するものとする。

(4) 業務の報告

機械警備中においては異常が発生した場合は警備報告書を作成し、あらかじめ指定された方法により報告するものとする。

(5) 服装等

ア 警備員の服装及び装備品は、原則として受注者の定めるものとする。ただし、護身用具を携帯する場合には、施設管理担当者と協議する。

イ 制服については、次の事項を満たしていること。

(7) 色彩が警察官等の服装の色彩と明らかに異なること。

(イ) 形式が詰襟である等警察官等の制服の形式と明らかに異なること。

(ウ) 警備業者の名称を表示した標章(60平方センチメートル以上)を上位の胸部及び上腕部に付けること。

(6) 鍵の取扱い

預託された施設の鍵の取扱いは、警備計画書によるほか次による。

- ア 厳重に保管する。
- イ 複製しない。
- ウ 業務期間終了時に返却する。
- エ 鍵の使用及び貸出は、指定された方法により管理する。

(7) 業務引継

受注者は、施設の管理運営が遅滞なく円滑に遂行されるよう努めなければならない。

このため、受注者は、発注者及び前回受注者から業務内容について、十分な引継を受けるものとし、また、次回業務受注者に対し、十分な引継を行うものとする。

(8) 警備責任時間帯

警備責任時間帯は、原則として防犯開始(セット時)した時点より、防犯設備のセットが解除された時点までとする。

(9) 業務内容

基地局において、異常を感知した場合は、警備員が施設へ急行し、次の措置を行う。

施設の外部及び内部を点検し、異常の有無を確認する。なお、必要に応じ次の業務を行う。

- ア 現場に応じた緊急措置
 - (ア) 火災を確認した場合の初期消火作業、避難誘導
 - (イ) 現場保存の対応業務
 - (ウ) 現地で警備員が業務上の契約にないが、状況の判断から緊急避難的に行う業務
 - (エ) その他、緊急措置として必要な事項
- イ 施設管理担当者への連絡
- ウ 基地局への連絡
- エ 警察、消防署等への連絡

(10) 書面の交付

受注者は、警備業法施行規則(昭和58年総理府令第1号)第33条第1項第5号に定める事項について記載した書面を提出するものとする。ただし、それぞれの事項は1つの書面であることを要せず、契約書、警備計画書、パンフレット等複数の書面でもよい。

(11) 警備機械等の設置及び撤去

受注者は、契約締結後警備開始前までに受注者の負担により警備機械等の設置を行うものとする。また、契約期間終了後は受注者の負担により当該警備機械等の撤去を行うものとする。

(12) 警備要領

- ア 警備担当時間中は、警備受信装置を絶え間なく監視するとともに常に警備員と連絡を保ち、警備の万全を図るものとする。また、警備員は当施設に25分以内(旧町に所在する施設にあつては30分以内)に到着できる距離に常駐していること。
- イ 警備機械等の開始及び解除は、原則として発注者の責任において行う。
- ウ 警備機械等に異常があった場合は、受注者において早急に修理すること。

エ 警備結果について警備日誌を作成し、1か月ごとに発注者に提出すること。

(13) 機器作動テスト

契約締結後、発注者及び受注者の協力により、取り付けられた機器等が正常に作動することの確認のためのテストを実施するものとする。

テストは、機器を防犯開始（セット）した状態で外部からの立ち入り等を想定したデモンストレーションを行うものとし、日程や実施方法の詳細は協議して定めるものとする。

9 その他

(1) 受注者の責めに帰すべき事由により警備責任時間帯に機械による警備ができなくなったときは、代替警備員の配置等機械による警備と同等又は同等以上の警備体制を受注者の負担により講ずるものとする。

(2) 委託料の支払い

ア 本業務は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	支払種別
令和8年4月から令和13年2月までの各月履行分	円	部分払
令和13年3月履行分	円	完了払

イ 部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていないなければならない。

ウ 部分払及び完了払の額は次のとおりとする。

部分払の額は、契約金額を60で除した額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、完了払の額はその残額とする。

エ 請求書には施設別の内訳を記載すること。

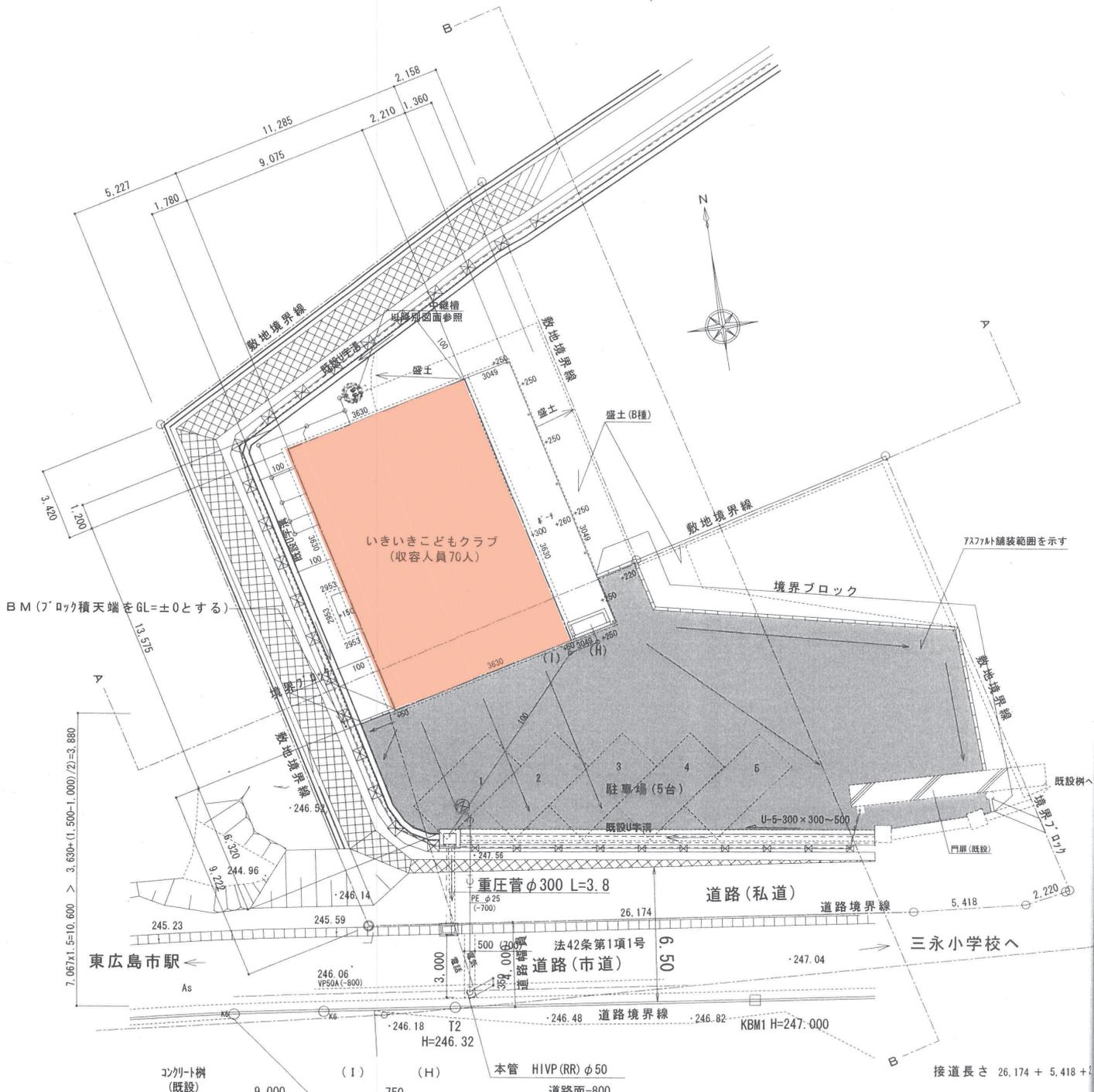
10 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市教育委員会 生涯学習部 青少年育成課 放課後児童係

電話（082）420-0929（直通）

FAX（082）420-0414

三永いきいき子どもクラブ



BM (ﾌﾞﾛｯｸ積天端をGL=±0とする)

ｱｽﾌﾙ舗装範囲を示す

7.067x1.5=10.600 > 3.630x(1.500-1.000)/2=3.880

東広島市駅 ←

→ 三永小学校へ

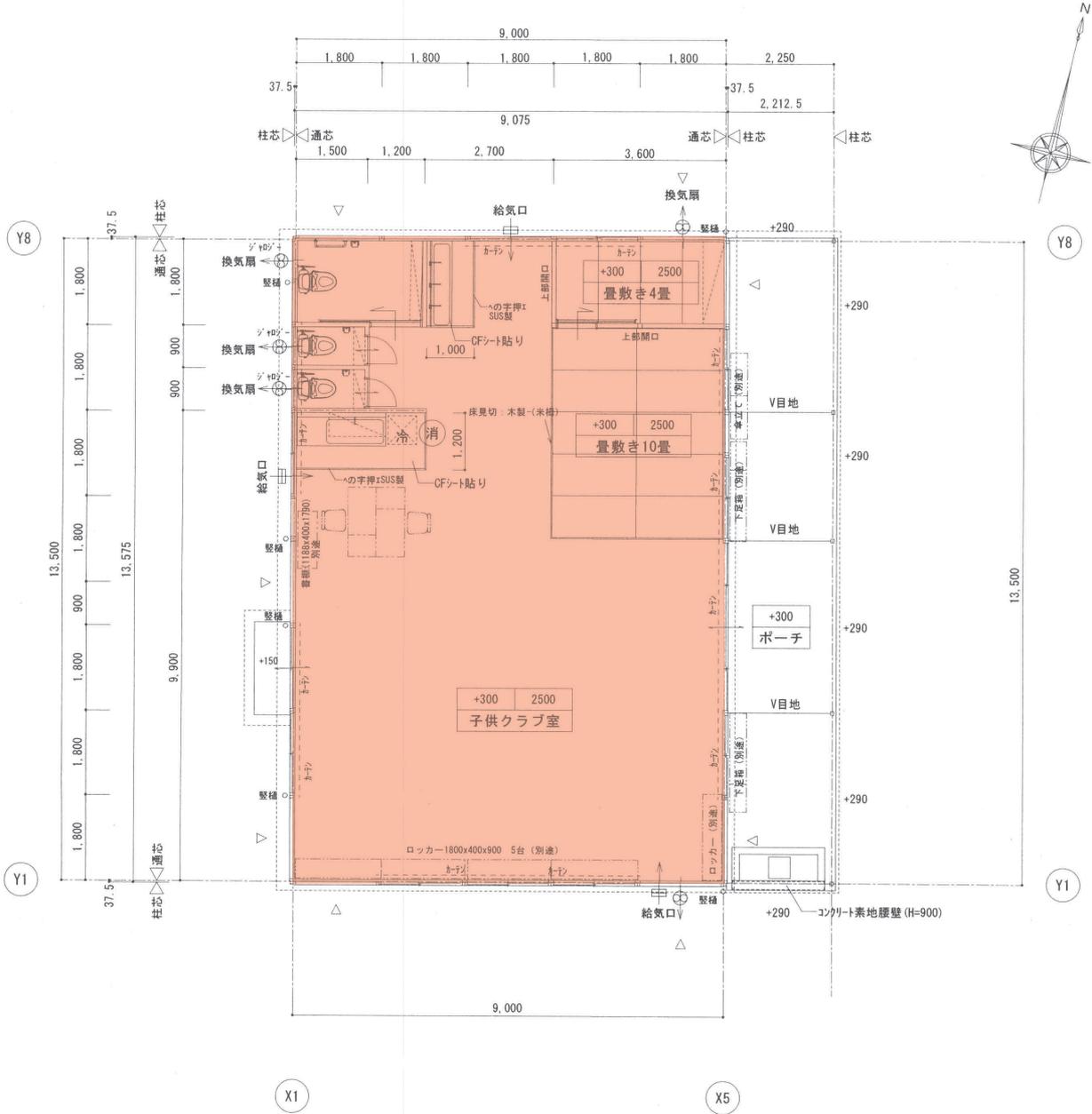
コンクリート樹 (既設) 9,000 750 600 50

口径	VU 100A	VU 100A
勾配	1.0/100	1.0/100

配置図 S=1/200

樹リスト

記号	名称	寸法	流出管底
(H)	小口径樹	100-200×650. OH (90Y)	GL -600.0
(I)	小口径樹	100-200×725. OH (45L)	GL -675.0



平面図 S=1/100

※床面積 9.075 x 13.575 =123.19m²(37.27坪)
 ※建築面積 (9.075+2.2125) x 13.575 =153.22m²(46.17坪)

- 【凡例】
- ※「通芯」は外周鉄骨柱の内面を示す。
 - ※(消)は消火器 ABC10型を示す。(本工事に含む)
 - ※△はブレースを示す。(壁内設置)
 - ※設計GLはBMより±0とする。
- | | |
|-----|-----|
| 室名 | 室名 |
| 床高 | 床高 |
| 天井高 | 天井高 |
- ※床高は設計GLから床仕上り天端までの高さを示す。

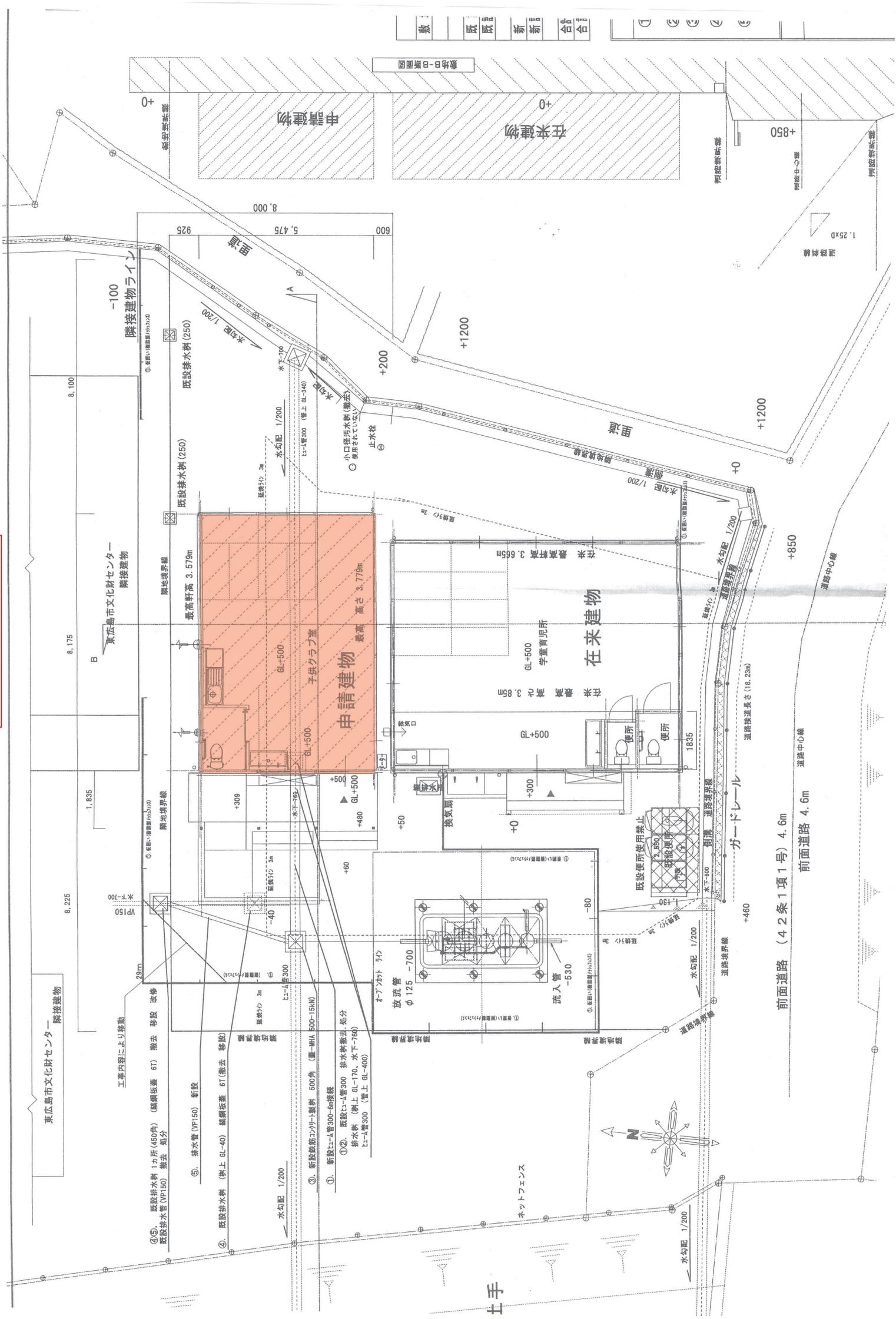
S=1/200

備考
蓋-鋳鉄製
防護蓋[T-8]
"

平成21年度放課後児童クラブ施設整備事業 三永いきいきこどもクラブ新築工事		図No. A/10
NAME	SCALE	DATE
配置図 平面図	1/100 1/200	
一級建築士事務所 広島県 09(1)第2605号		件No.
矢吹CAD建築研究所		一級建築士 第188747号 矢吹 和雄

A 2 : 100%
A 3 : 71%縮小

板城第2いきいきこどもクラブ



敷地口面図

敷地口面図

前面道路 (4.2条1項1号) 4.6m

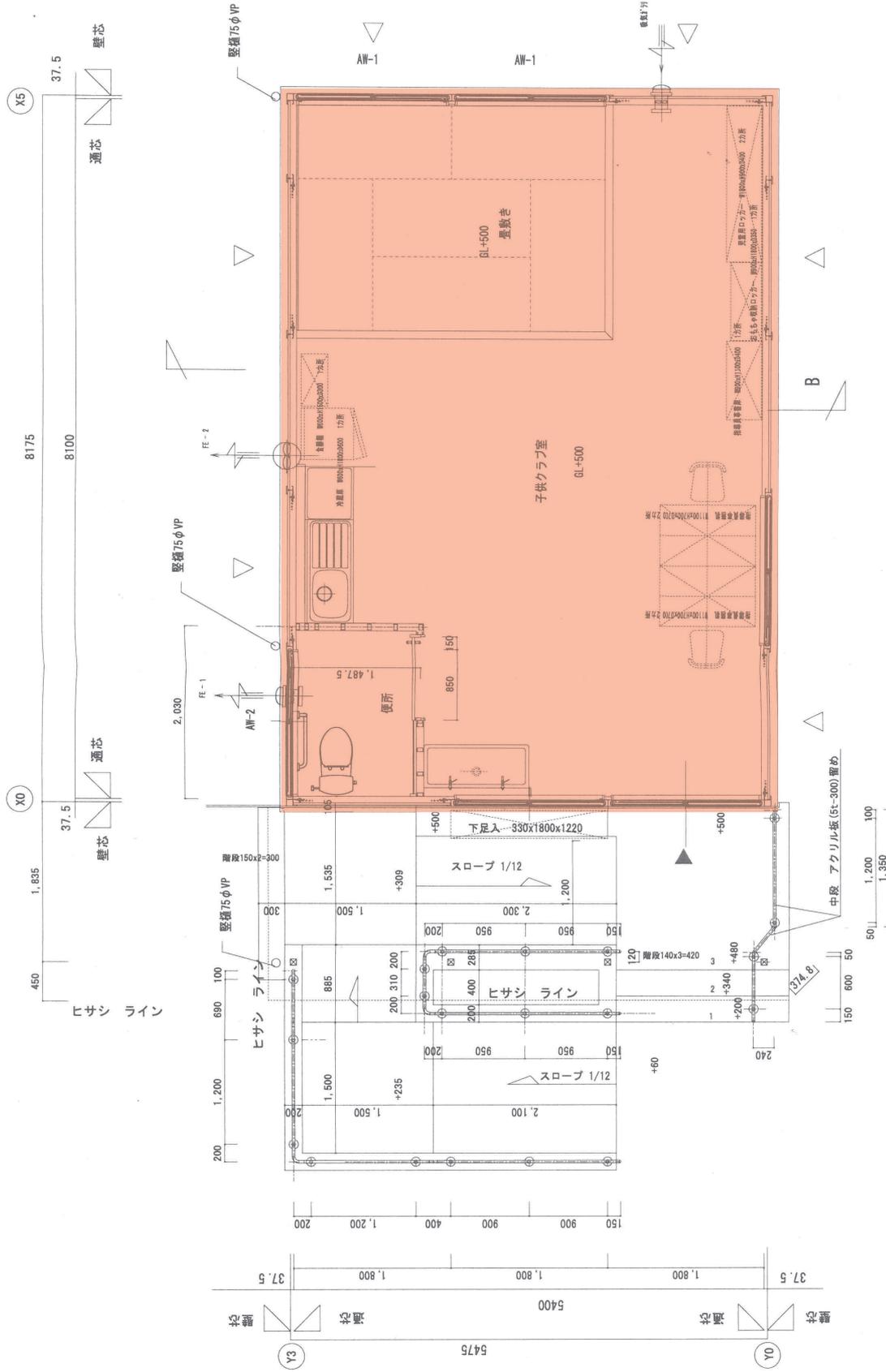
前面道路 4.6m

東広島市文化財センター

在来建物

申請建物

排水



平面詳細図 S=1:50

△ ※ は壁面ブレース位置を示す。

備品 (別途工事)



床面積 5.475x8.175=44.758125 ≒ 44.75㎡

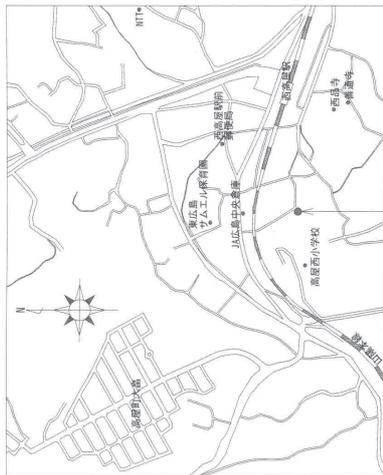
子供クラブ室 床面積 44.75-2.33 ≒ 42.42㎡

便所 床面積 1.8375x1.4875 = 2.3328125 ≒ 2.33㎡

- 下駄箱 W1800xH1200xD330 1カ所
- 指導員事務机 W1100xH700xD700 2カ
- 指導員事務庫 W900xH1100xD400 1
- 児童用ロッカー W1800xH900xD400
- おもちや収納ロッカー W900xH1800
- 冷蔵庫 W600xH1800xD600 1カ所

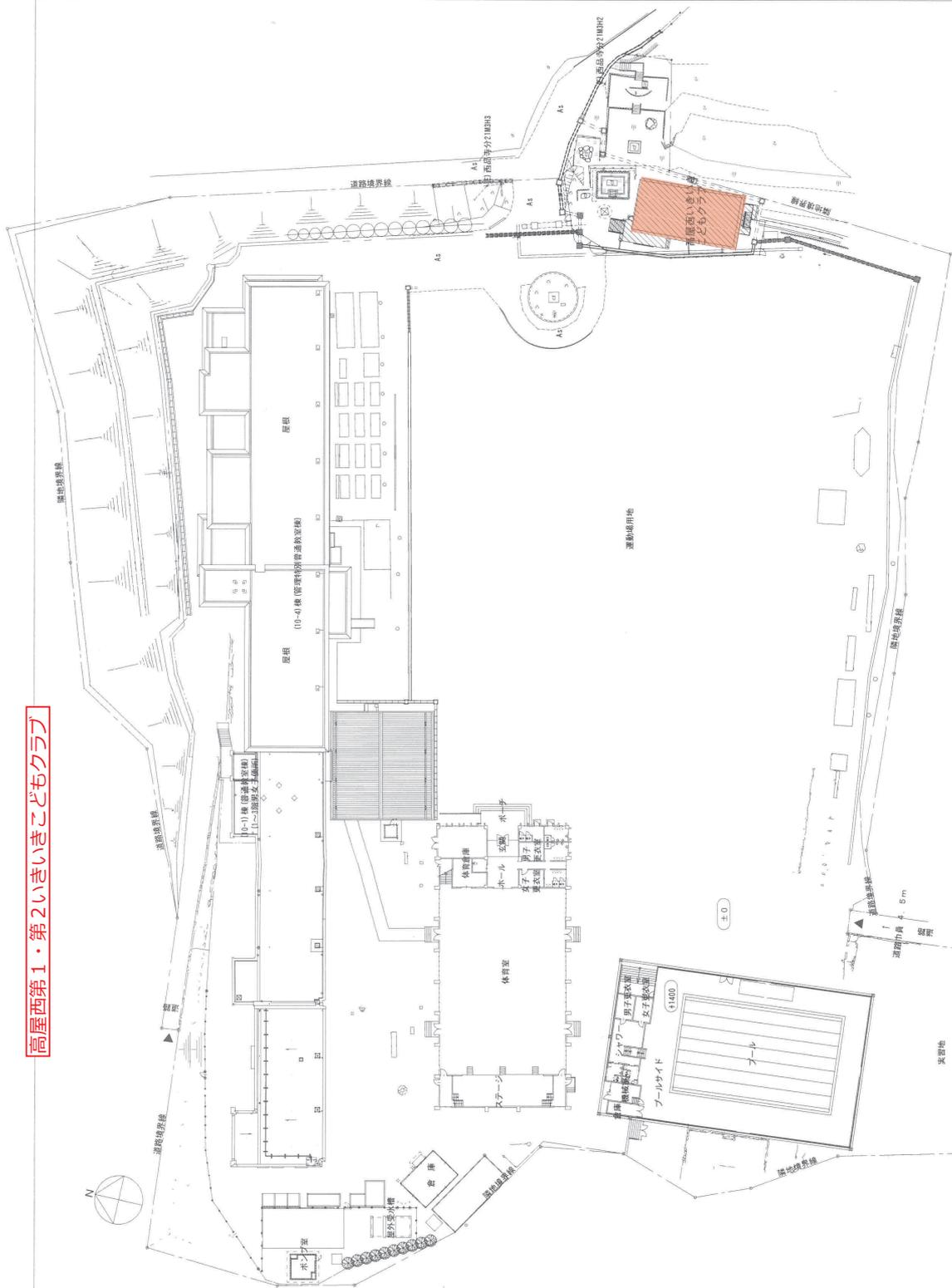


高屋西第1・第2いきいきこどもクラブ



工事場所：高屋西いきいきこどもクラブ
東広島市高屋町中島

付近見取図



配置図 S=1/500



注記 変更事項

項目

図名 名称

図 号

付 属 図 名

縮 尺

西 条 電 気 株 式 会 社

東広島市西条町5番10号

TEL (033) 423-3330

FAX (033) 423-3334

製 図

NO

A2版 - 100%

A3版 - 71%

図面縮小率

平成27年度 放課後児童クラブ施設整備事業
高屋西いきいきこどもクラブ新築工事 (電気)

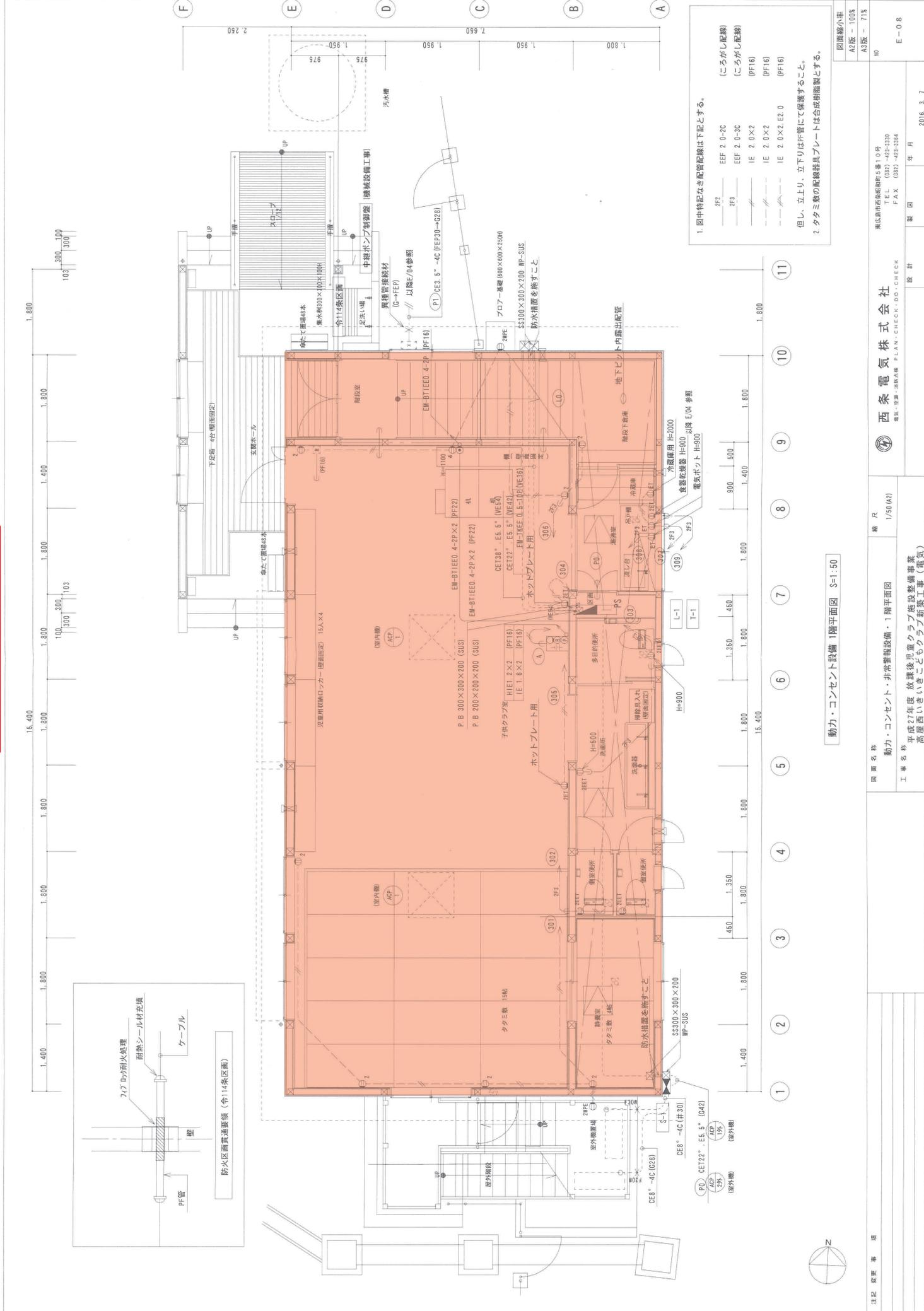
設 計

年 月

2016. 3. 7

E-02

高屋西第1いきいきこどもクラブ



1. 図中特記なき配管配線は下記とする。
- PF2 EF 2.0-2C (ころがし配線)
 - PF3 EF 2.0-3C (ころがし配線)
 - PF16 IE 2.0×2 (PF16)
 - PF16 IE 2.0×2 (PF16)
 - PF16 IE 2.0×2 E2.0 (PF16)
2. タタミ敷の配線器具プレートは合成樹脂製とする。
- 但し、立上り、立下りは珪管にて保護すること。

図面縮小率	A2版 - 100%
A3版 - 71%	
NO	
製 図	年 月
2016. 3. 7	

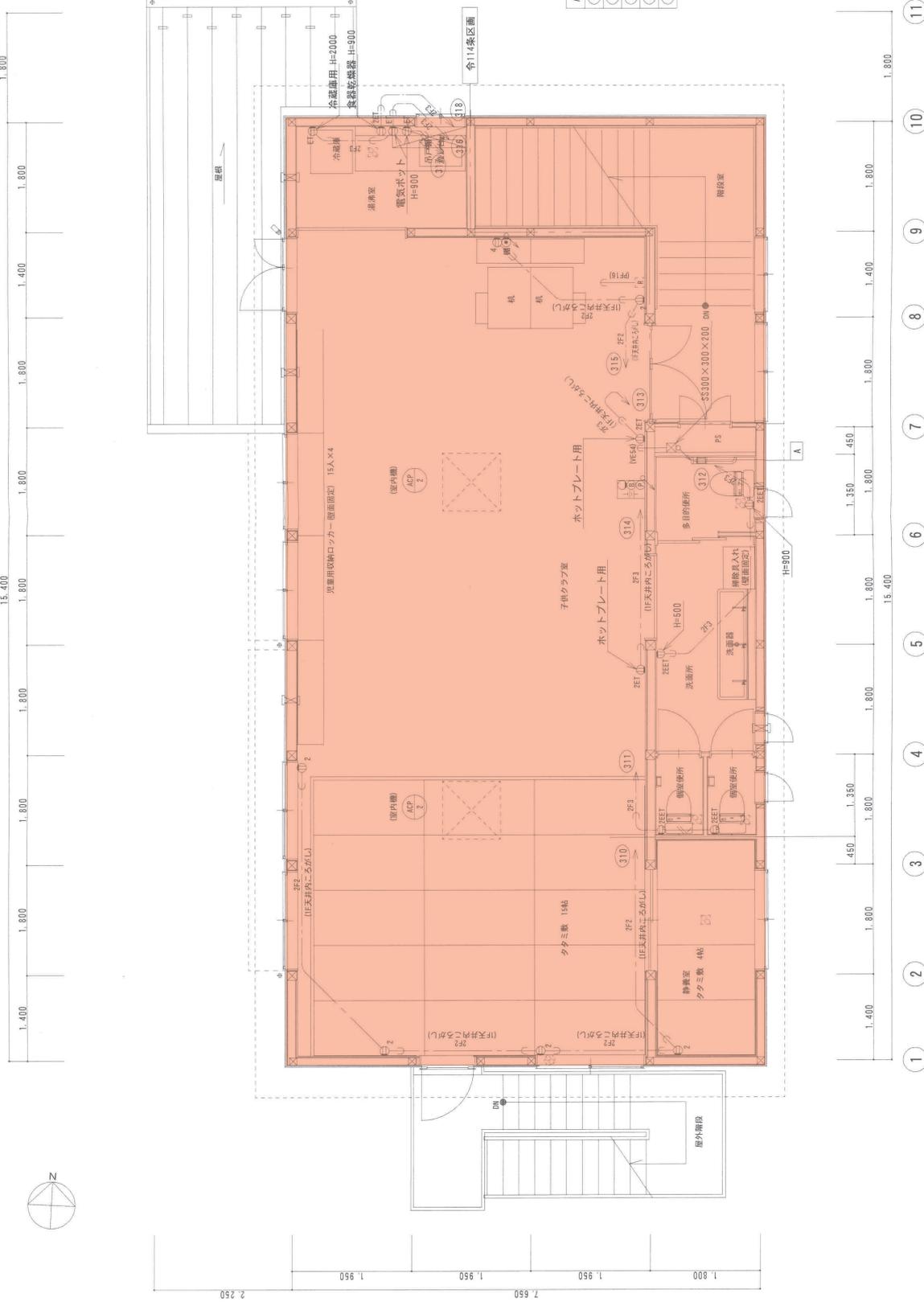
西条電気株式会社
 〒750-0001 広島市南区西条町5番10号
 TEL (082) 423-3350
 FAX (082) 422-3354

図面名称
 動力・コンセント・非常警報設備・1階平面図
 縮尺
 1/50 (A2)

工事名称
 平成27年度 放課後児童クラブ施設整備事業
 高屋西いきいきこどもクラブ新築工事 (電気)

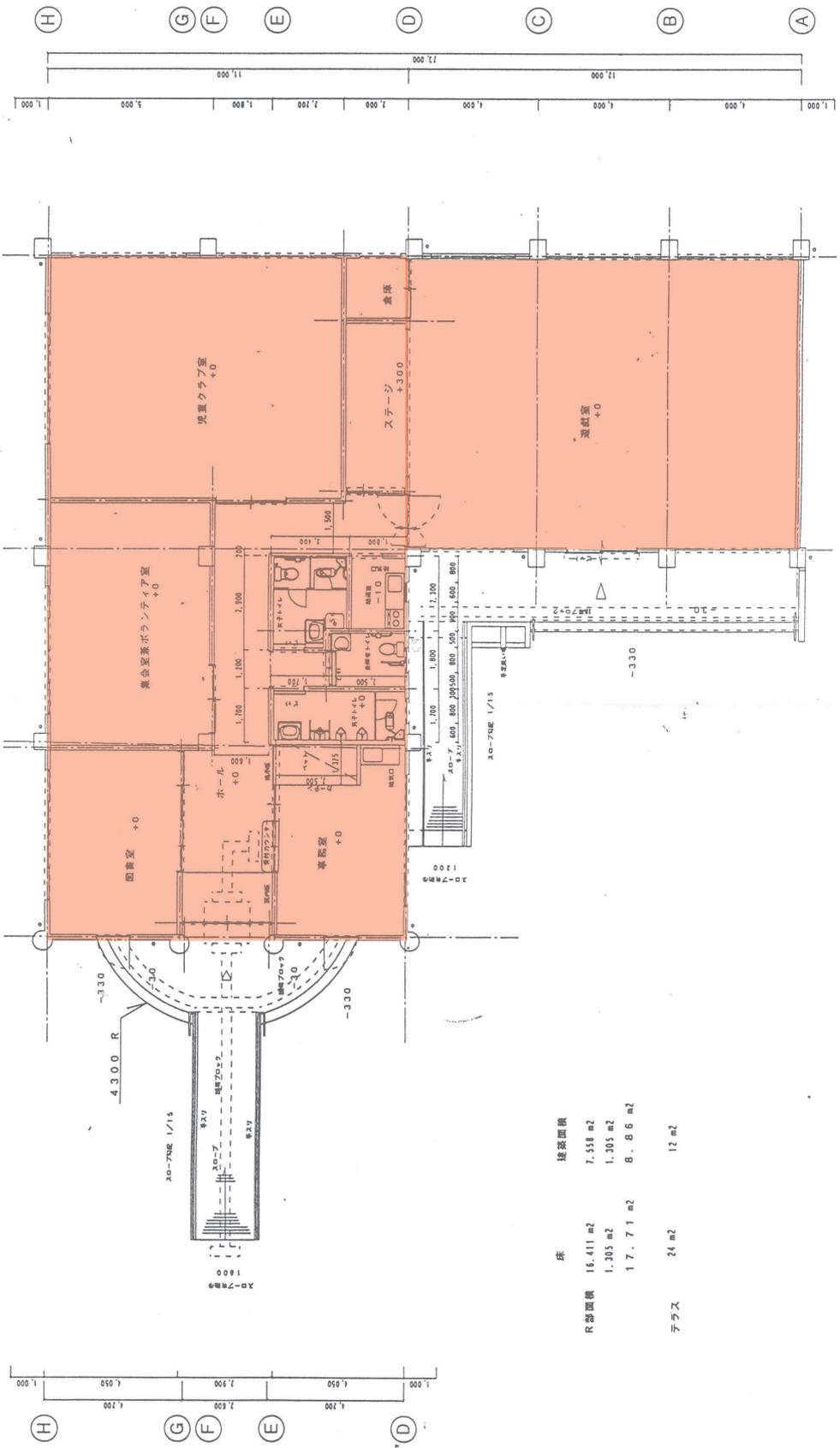
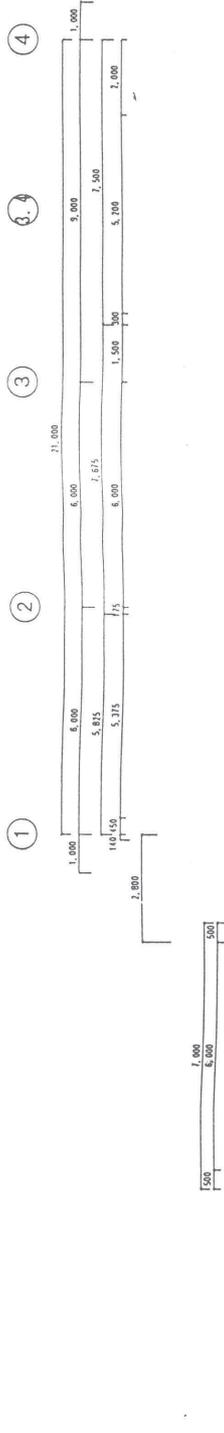
動力・コンセント設備 1階平面図 S-1.50

高屋西第2いきいき子どもクラブ



動力・コンセント設備 2階平面図 S=1:50

図面番小室	NO	東広島市西条区西条町5番10号	西条電気株式会社	縮尺	1/50 (A2)
A2版 - 100%		TEL (087) - 823-3330	東広島市西条区西条町5番10号	動力・コンセント・非常警報設備・2階平面図	
A3版 - 71%		FAX (087) - 823-3334	電気工事・設備検査 PLAN-CHECK-DO-CHECK	動力・コンセント・非常警報設備・2階平面図	
				工事名称	平成27年度 放課後児童クラブ施設整備事業
				設計	高屋西いきいき子どもクラブ新築工事 (電気)
				製図	2016. 3. 7

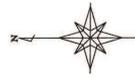
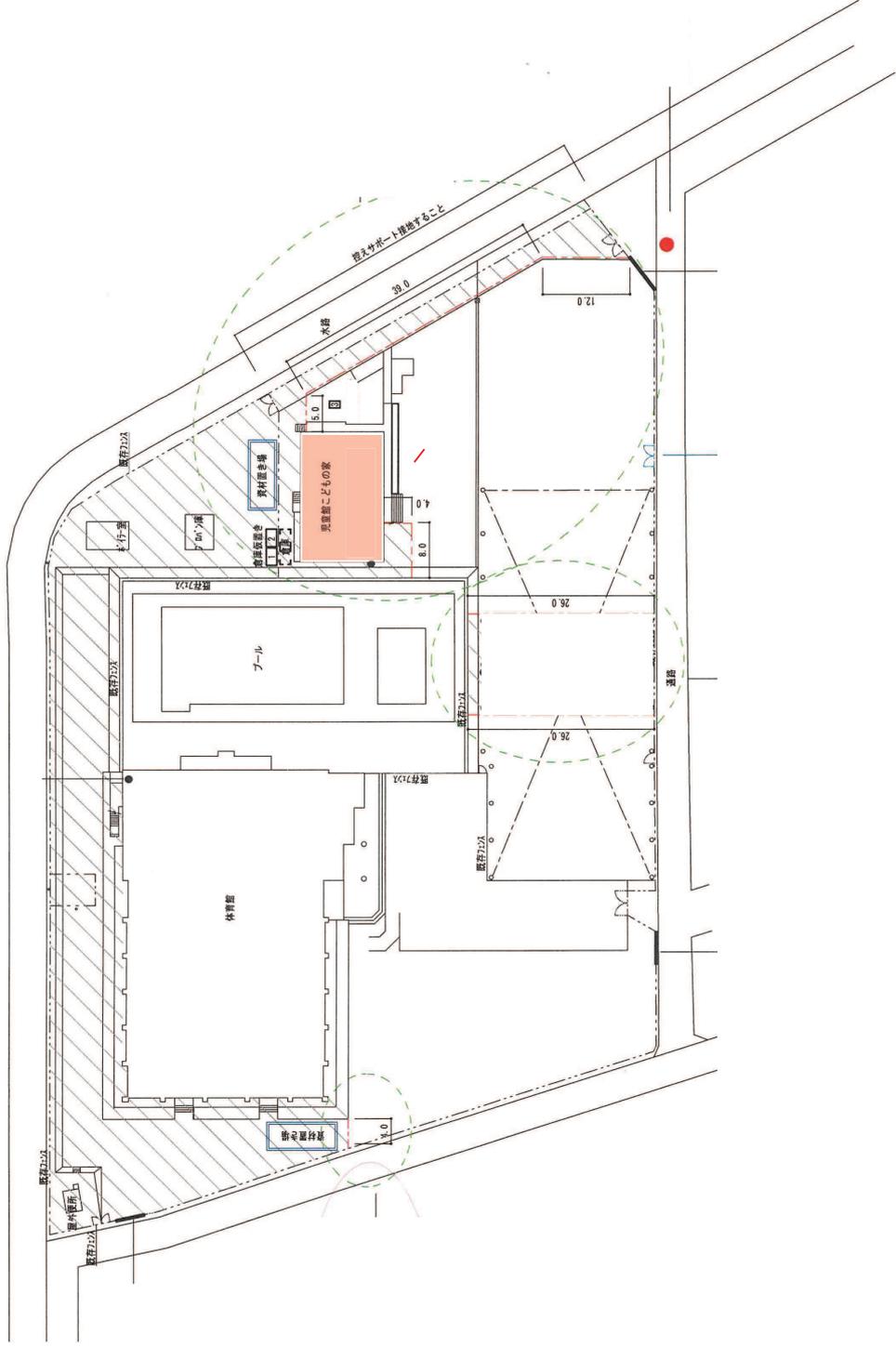


床	建築面積
1階	16,411 m ²
2階	7,558 m ²
3階	1,305 m ²
4階	17,711 m ²
5階	8,866 m ²
6階	24 m ²
7階	12 m ²

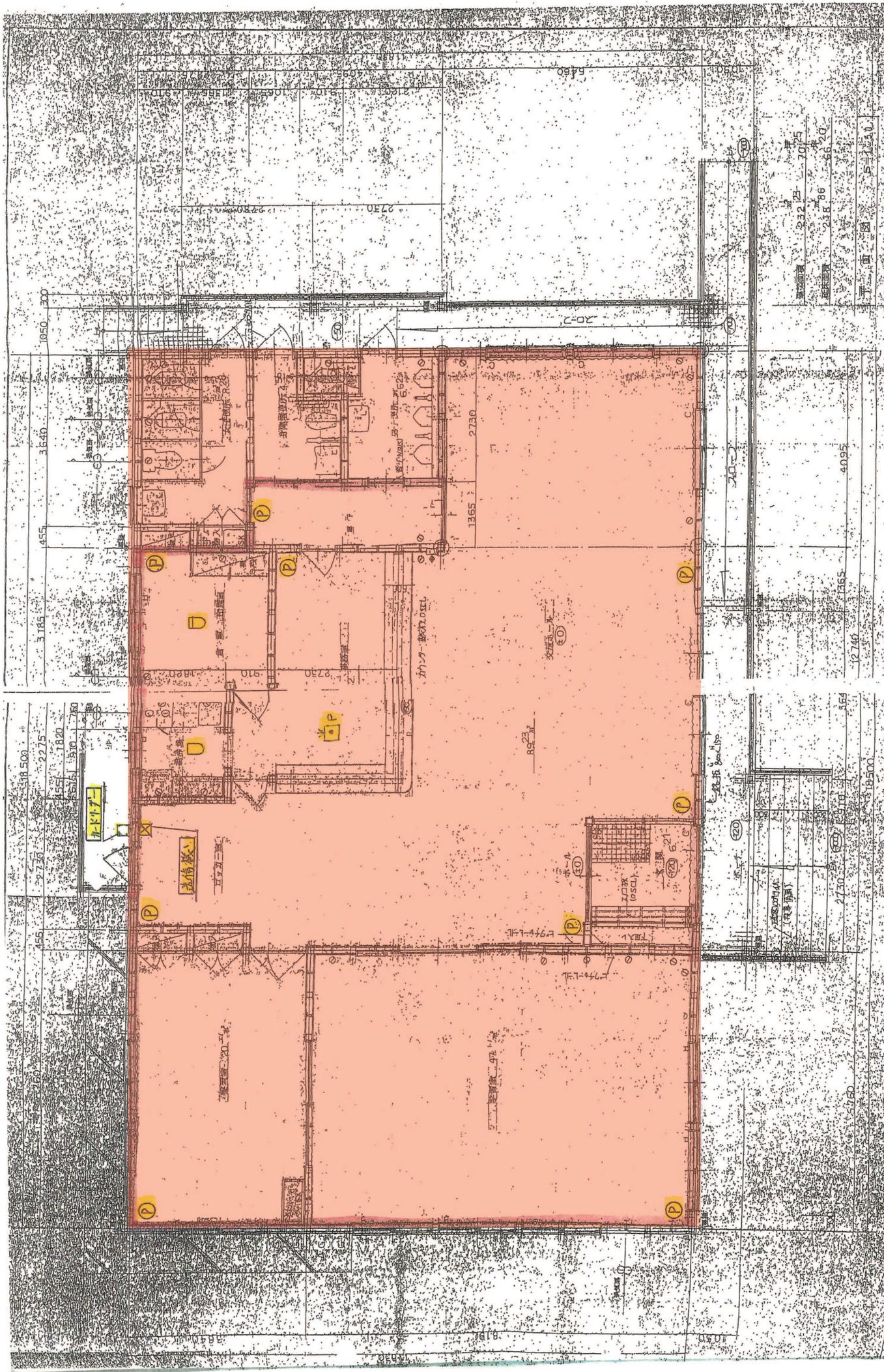
1階平面図

注記事項	変更事項	図面	縮尺	NO
	スロープ長さ、手すり、7mに、階段手すり、変更 階段室前、ガラス出口2m×2、2mに、階段手すり、階段ブロック、減少、変更	1階平面図	1/100	
	工事名	黒瀬町児童館 新築工事	会社	松浦 株式会社
			年度	H. 10 / B
			設計者	松浦 一人
			図面番号	A-9

安芸津児童館こどもの家



年度	20年9月	設計	東広島市建設部営繕課	課長	課長補佐	係長	主任技師	担当技師	工事名	平成20年度 体育施設・児童館管理運営等事業 安芸津児童センター及びこどもの家下水道接続工事	図面名称・階尺 仮設工事計画図	A3版 縮小率70% A2版 縮小率100%	図章	機械
事業年度	20年9月													



170-4 豊田の建築設計事務所
 〒470-0101 豊田市中区南栄町1-16
 TEL 08-652-5116
 FAX 08-652-5117
 代表取締役 藤川 浩司
 〒470-0101 豊田市中区南栄町1-16

旭新工業建設株式会社 新築工事
 〒470-0101 豊田市中区南栄町1-16
 代表取締役 藤川 浩司

縮尺	1/50	工事名称	旭新工業建設株式会社 新築工事
CHECK		図面名称	平面
作成	藤川 浩司	年月日	2018.05.18
校核	藤川 浩司		
承認	藤川 浩司		

総面積	212.25	70.25
延床面積	218.96	66.20
下面	5=2.20	

12.740	13.65	40.95
--------	-------	-------